

佐倉市住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大地震における住宅の倒壊等による被害を軽減し、市民の生命と財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、住まいの耐震性を向上する工事と同時にリフォームを行う者に対して、住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関して、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター 1階の主たる居室に格子状又は面的な構築物を設置することにより、当該建築物が倒壊した場合であっても居住者の生命を守る空間を確保できるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 国、地方公共団体等が推奨しているもの
 - イ 構造設計一級建築士が設計したもの
- (2) 耐震補強改造工事 佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則（平成14年佐倉市規則第56号）第2条第2号の規定による木造住宅補強改造工事補助金（以下「補強改造工事補助金」という。）の交付を受けて行う補強改造工事をいう。
- (3) 二段階耐震補強工事 昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された木造住宅について、次のア及びイの工事に分けて段階的に行う耐震補強工事をいう。
 - ア 住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする補強設計に基づき、その一部を工事することにより、住宅全体の上部構造評点を0.7以上となるように、又は1階の上部構造評点を1.0以上となるように行う工事（以下「一段階目耐震補強工事」という。）
 - イ 一段階目耐震補強工事により補助金の交付を受けた木造住宅について、住宅全体の上部構造評点を1.0以上となるように行う工事（以下「二段階目耐震補強工事」という。）
- (4) リフォーム 第5条の規定による工事をいう。
- (5) 施工者 次のいずれかの要件を満たしている者をいう。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
 - イ 当該営業所に、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士、建設業法第27条第3項の規定により合格証明書の交付を受けている者又は同法第7条第2号に規定する者と同等の経歴を有

する者がいること。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター設置リフォーム事業 耐震シェルターを設置(施工者により設置されるものに限る。)するとともに、同時にリフォームを行う事業
- (2) 耐震補強リフォーム事業 耐震補強改造工事と同時にリフォームを行う事業

(補助の対象となる住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)自らが居住する木造の戸建て住宅であること。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に建築され、それ以降に増築されていないもの(軽微なものは除く。)であること。
 - (3) 当該住宅が存する敷地内の他の建築物を含め、補助金の申請及び交付の時点において建築基準法(昭和25年法律第201号)の集団関係規定等に抵触していないものであること。
 - (4) 建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するものであること。
 - (5) 補助金(これに類する補助金、助成金又は支給金を含む。)の交付を受けていないものであること。
- 2 耐震シェルター設置リフォーム事業において補助金の交付の対象となる住宅については、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 次のいずれかに該当する住宅(以下「避難弱者居住住宅」という。)であること。
 - ア 満60歳以上の者のみが居住している住宅
 - イ 佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画(平成27年8月策定)における避難行動要支援者のうち、抽出方式の要件に該当する者が居住している住宅
 - (2) 佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則第2条第1号の規定による木造建築物耐震診断補助金の交付を過去に受けている場合は、耐震診断の結果が倒壊しない又は一応倒壊しないでないこと。
 - (3) 過去に補強改造工事補助金の交付を受けていないこと。
- 3 耐震補強リフォーム事業の対象となる住宅は、第1項に定めるもののほか、補強改造工事補助金の交付を受ける住宅であることとする。
- 4 市長は、当該住宅が定住化の促進に資すると認めるときは、規則第3条第1

項の規定による交付の申請の時点において第1項第1号又は第2項第1号の規定による居住の要件を適用しないこととすることができる。

(補助の対象となるリフォーム)

第5条 補助の対象となるリフォームは、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 耐震シェルターを設置する建築物又は耐震補強改造工事を行う建築物に係る工事であること。
- (2) 建築物の構造部分(基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等をいう。)若しくは仕上げ(屋根、天井、建具又は内外装をいう。)に係る工事又は転倒防止のため家具を壁、柱等に金具で固定する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助の対象となるリフォームに含まないものとする。

- (1) 新築、改築又は増築に係る工事
- (2) 外構の工事
- (3) 住宅機器の設置、取換え、接続、配線等に係る工事
- (4) 解体工事(前項の工事を行うための解体を除く。)
- (5) 他の補助金(補強改造工事補助金を除く。)、助成金又は支給金の対象となる工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震シェルター設置リフォーム事業 次に掲げる工事に係る経費
 - ア 耐震シェルターを設置する工事(建築士による工事監理を含む。)
 - イ 前条に定める工事
- (2) 耐震補強リフォーム事業 前条に定める工事に係る経費
(補助金の額)

第6条の2 補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震シェルター設置リフォーム事業 次のアにイを加算した額とする。
 - ア 前条第1号アに規定する工事に係る経費のうち市長が適当と認める経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を限度とする。
 - イ 前条第1号イに規定する工事に係る経費(同号アに規定する工事に係る経費を除く。)のうち市長が適当と認める経費の10分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
- (2) 耐震補強リフォーム事業 前条第2号の事業に係る経費(補強改造工事補助金の交付の対象となる経費を除く。)のうち市長が適当と認める経費の1

0分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。ただし、二段階耐震補強改造工事と同時にリフォームを行う場合は、段階ごとに5万円を限度とする。
(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）とする。

2 申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。ただし、当該書類のうち同時に申請する補強改造工事補助金の交付の申請書に添付した書類については、これを省略することができる。

(1) 案内図

(2) 住民票の写し（耐震シェルター設置リフォーム事業の場合は、居住している者全員のもの。ただし、申請者の住民登録について、市長が公簿等で確認することに同意している場合を除く。）

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 当該建築物の登記事項証明書又は昭和56年5月31日以前に建築されたことを証する書類の写し

(5) リフォームを行う位置を示した平面図等及びリフォームの内容を示したものの

3 耐震シェルター設置リフォーム事業に係る補助金にあつては、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 耐震シェルター設置に係る事業計画書（別記様式第2号）

(2) 第4条第2項第1号アに該当する場合は、年齢を確認できる書類又はその写し

(3) 第4条第2項第1号イに該当する場合は、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳、障害支援区分認定通知書又はサービス受給証書の写し

(4) 耐震シェルターを設置する位置を示した平面図等

(5) 耐震シェルターの仕様書及び設計図

(6) 国、地方公共団体等が推奨していることを証する書類又は構造設計一級建築士が設計したことを証する構造計算書及び当該構造設計一級建築士の免許証の写し

(7) 施工者が第2条第5号の要件を満たすことを証する書類の写し

4 申請書は、次に掲げるところにより提出するものとする。

(1) 補助金の対象となる事業に着手する前であつて、当該年度の12月15日までに提出すること。

(2) 耐震補強リフォーム事業に係る申請にあつては、補強改造工事補助金の交付の申請と同時に提出すること。

- 5 第4条第4項の規定による居住の要件を適用しないこととされた住宅については、第1項又は第2項に定める書類のほか、申請者が建築物を所有していると認められるものその他市長が必要と認めるものを添付するものとする。
- 6 前項の場合において、当該住宅が耐震シェルター設置リフォーム事業に係るものであるときは、併せて避難弱者居住住宅となることを証するものも添付するものとする。

(交付の条件)

第8条 第4条第4項の規定により居住の要件を適用しないこととした場合における規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、次に掲げるとおりする。

- (1) 第11条の規定による実績報告のときに申請者が補助の対象となる住宅に居住していること。
- (2) 第11条の規定による実績報告のときに申請者が補助の対象となる住宅に所有者又は共有者として登記されていること。
- (3) 耐震シェルター設置リフォーム事業の場合は、第11条の規定による実績報告のときに、申請者が避難弱者居住住宅の要件を満たしていること。
- (4) 補助金の交付の対象となる建築物は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間使用しなければならない。ただし、火災、地震等やむを得ない事情により使用できない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

(変更の申請)

第10条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第4号）とする。

- 2 前項の規定により補助の事業の変更の申請を行おうとする者は、あらかじめ、変更内容について市長と協議を行わなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める実績報告書は、補助事業実績報告書（別記様式第5号）とする。

- 2 実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類のうち同時に報告する補強改造工事補助金の実績報告書に添付した書類については、これを省略することができる。
 - (1) 該当する工事の施工前、施工中及び施工後の状況を示す写真（撮影場所を整理した図面等を含む。）
 - (2) 事業の実施に係る契約書の写し
 - (3) 事業に要した経費に係る領収書の写し
- 3 耐震シェルター設置リフォーム事業の場合にあっては、前項に定めるもの

のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 使用した材料の寸法及び仕様を示す写真及び書類
- (2) 監理報告書の写し

4 第4条第4項の規定により定住化の促進に資すると認められた住宅にあつては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 住民票の写し（耐震シェルター設置リフォーム事業の場合は、居住している者全員のもの。ただし、申請者の住民登録について、市長が公簿等で確認することに同意している場合を除く。）
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 第7条第3項第3号に掲げる書類に変更があつた場合は、その写し

5 実績報告書は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月15日までに提出しなければならない。この場合において、当該事業が耐震補強リフォーム事業の場合にあつては、補強改造工事補助金に係る実績報告書と同時に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

（交付の請求）

第13条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書（別記様式第7号）とする。

2 前条の通知を受けた者は、通知を受けた当該年度の3月31日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（代理受領）

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の受領を、当該補助事業を施行した業者（以下「事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領を行う事業者は、第8条第1項に規定する申請書を提出するとき、同条第2項に規定する書類に、代理受領予定届出書（別記様式第8号）及び当該代理受領に係る委任状を添付しなければならない。

3 事業者が代理受領を中止するときは、実績報告書を提出する前までに、代理受領予定届出取下書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 代理受領により補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業が完了したときは、第11条第2項第3号に規定する書類に代えて補助事業に要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び内訳報告書（別記様式第10号）を実績報告書に添付しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成24年12月3日決裁24佐建第871号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年3月2日決裁26佐建第897号）

この要綱は、決裁の日から施行する

附 則（平成28年2月8日決裁27佐建第1000号）

この要綱は、決裁の日から施行する

附 則（平成31年3月28日決裁佐建第610号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月17日決裁佐建第512号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。